

新潟市A I 防犯カメラシステム整備業務委託 仕様書

1 目的

新潟駅前地区における悪質な客引き行為が、市民や本市を訪れる方々の安心を損なう課題となっていることから、A I 防犯カメラシステムを整備し、同システムの機能による悪質な客引き行為の抑止及び客引き行為の実態把握のための分析を行い、繁華街の環境健全化を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

新潟市A I 防犯カメラシステム整備業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※検知精度向上のための学習、修正に必要な期間を除くことができるが、本運用と同等の機能を有するシステムを利用できること。

(3) 整備場所

ア 監視カメラ等設置場所

新潟市中央区弁天1丁目及び同区東大通1丁目地内（通称「弁天通」）

※別紙「監視カメラ設置位置図」に示す場所

イ 操作端末等設置場所

新潟市役所本館（以下「本市庁舎」）内

3 業務委託の範囲

本仕様書に定める業務委託の内容は、「4 業務内容」のとおりとし、次のものは含まない。

- 通信回線整備（弁天通・市役所本庁舎内）
- 回線利用料
- A I 防犯カメラ設置工事（電気・電源工事含む）

4 業務内容

(1) A I 防犯カメラシステムの整備

下記（3）に掲げるA I 機能を格納する機器、監視カメラ、操作端末、録画装置、その他必要機器を設置し、上記2（3）アに示す場所における客引き行為等を検知、即時警告を行う等の機能を有するシステム（以下「本システム」）を提供すること。

なお、本システムで整備する監視カメラ、録画装置等は、A I 機能を追加する際に共有可能な互換性の高い仕様とすること。

(2) 監視カメラ等の調達

別紙で指定する監視範囲（2か所）内の地元商店街管理の街路灯に、本システムで利用する監視カメラ及び警告音声を再生する音響装置を設置するための設計並びに監視カメラ、音響装置等機器・配線等（屋外に設置する際に使用するキャビネット（収納箱）を含む）の調達を行うこと。

(3) AI機能による特定動作の検知等

ア 特定動作の検知

別紙で示す監視範囲内において、客引き行為（相手方を特定して、客となるよう誘うこと）等を行っている状況を次の項目①～⑥に分類して検知すること。なお、すべての機能を提供できない場合は、原則として優先度順に可能な限り多くの項目を提供するものとする。

- ①（優先度1） 客引き行為者（以下「A」）が、通行人の身体を掴む。
- ②（優先度2） Aが、通行人の所持品を掴む。
- ③（優先度3） 同一人物が車道上に一定時間とどまっている。
- ④（優先度4） 複数人のAが、通行人の意思に反して進路を妨害する。
- ⑤（優先度5） Aが、通行人を呼び止め、共に移動を開始する。
- ⑥（優先度6） ⑤の移動先を特定する。

イ 即時警告

前記アの①～④を検知した場合、監視カメラと共に設置している音響装置で警告音声を再生する。なお、再生する警告音声は、本市と内容を協議のうえ受託者にて用意すること。

ウ 記録化

特定動作を検知した場合、次の①～③について記録化すること。

- ① 検知日時
- ② 検知した動作のビデオクリップ（検知10秒前から20秒間）
- ③ 顔特徴データを収集する場合は、その個人の情報

なお、特定動作を検知するために顔特徴データを収集する場合は、対象を当該行為者のみとして、必要最小限とすること。

エ 検知の精度向上

本市職員により、特定動作の誤検知を減少させるための修正を行えること。

(4) 操作端末等の設置等

本市庁舎内に、次の①～④を行うことができる操作端末、周辺機器、表示装置を設置し、各機器の操作マニュアルを提供すること。

- ① 監視カメラのリアルタイム映像確認及び制御
- ② 上記（3）ウの記録の確認、検索、管理
- ③ 録画映像の閲覧、切り取り、出力、管理
- ④ 上記（3）エの操作

(5) その他機器の設置

次の機器を本市庁舎内に設置すること。

ア 録画装置（ビデオサーバ、レコーダー等）

監視カメラで撮影した映像を改変することなく、最長1か月（指定したビデオクリップは最長1年）保存する。

イ 検知記録等保存装置（データベース）

上記（3）ウの記録ほか、A I機能に必要なデータを最長1年保存する。

ウ A I格納機器

A I機能を格納する機器を前記2（3）アの場所に設置しない場合は、その機器。

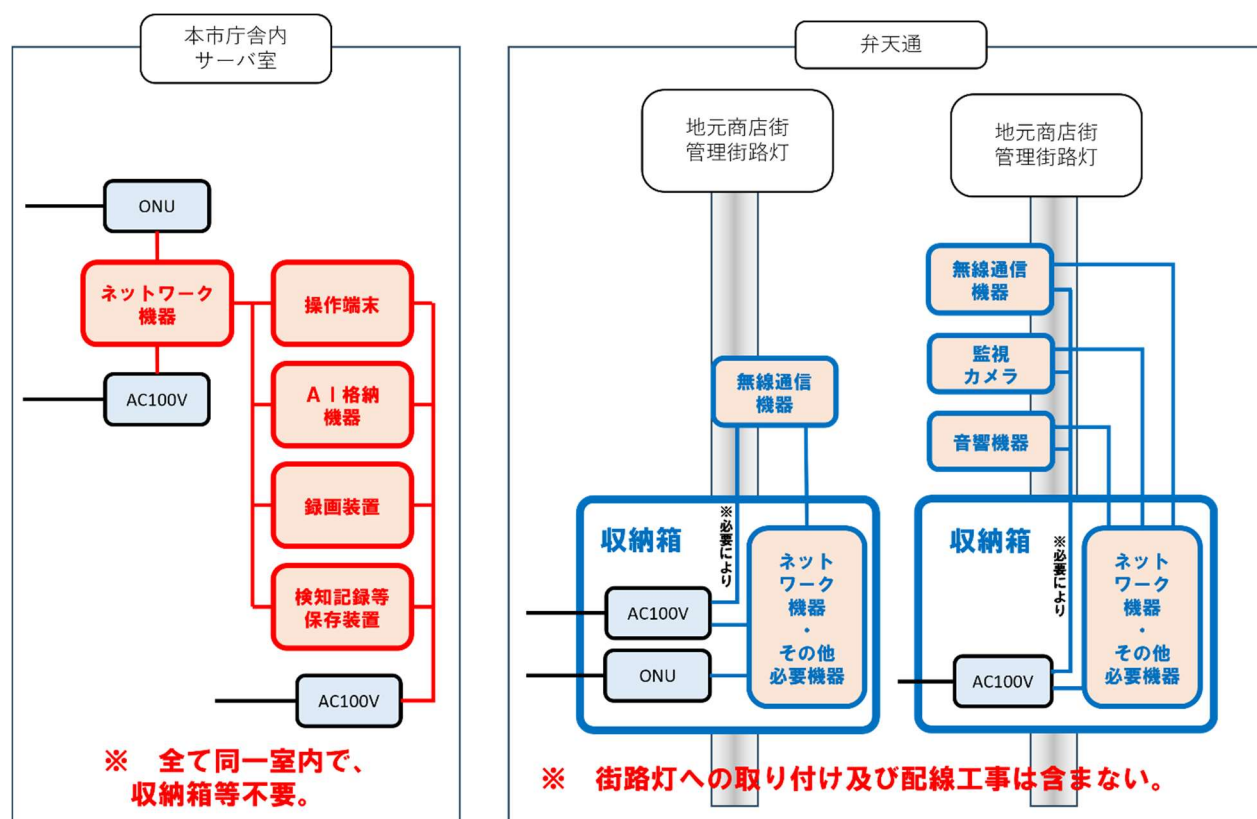
顔特徴データを保存する場合は、情報漏洩防止の観点から、原則として本市庁舎内に設置すること。

（6）通信機器の調達

前記2（3）アと前記2（3）イの間に10Mbpsの光通信回線（IP-VPNで提供、ルーター必要）が敷設されていることを前提として、前記2（3）アに設置される光回線終端（ONU）と監視カメラ設置場所（無電柱化区域）との間の無線通信機器（Wi-Fiルーター等）を調達すること。

（7）設置工事等の範囲について

本仕様書に含める工事は、下図中の赤色表示部分のみとし、青色表示部分は、機器等の調達のみとする。



5 機器等に関する性能要求

機器	項目	仕様・性能
監視カメラ	形状	4（3）の機能を十分に実現できれば、PTZカメラ、パノラマカメラの別は問わない
	解像度	最低FHD 4（3）の機能を十分に実現できる程度
	出力	RTSP等、互換性が高い規格 マルチストリーミング
	映像コーデック	H.264 又は H.265 通信速度に制限があることを考慮すること
	最低照度	深夜における弁天通の街灯下において、4（3）の機能を十分に実現できる程度
	防水防塵	IP66等、屋外において長期間使用に耐える性能
	その他	監視カメラ本体には、映像を保存しないこと
音響装置	スピーカー・ アンプ	屋外用防水スピーカー 出力20W程度 故障等で騒音が発生した場合に緊急停止を行うための仕組みを有すること
AI格納機器	形状	任意とする
	互換性	監視カメラを問わず4（3）アの機能を実現できること
	映像の取扱い	監視カメラで撮影した映像を改変して、録画装置に上書き保存しないこと
操作端末	本体	日本語キーボード 生体認証を含めた多要素認証 ログイン試行回数制限、アクセスタイムアウト設定 ワイヤーロックによる施錠
	周辺機器	マウス、スキャナ、USBポート、SDカード入出力
	モニター	24インチ程度、FHD以上の解像度、画面のぞき見防止措置
録画装置	サーバ又は レコーダー	全監視カメラ映像の保存 操作端末により操作、管理を行い、操作端末（保守用を含む）以外からの操作を禁止する 監視カメラで撮影した映像は改変不可能な措置を施す 24時間録画、最長1か月保存、指定したビデオクリップは最長1年保存
検知記録等 保存装置	データベース	操作端末（保守用を含む）以外からの操作を禁止する 24時間稼働、最長1年保存
無線通信回線	閉域網	4（6）アの通信回線は、WPA2（AES）、WPA3等の暗号化を施し、セキュリティを確保すること
	機器	無線通信は、技術基準適合証明等を受けた機器を使用すること

6 情報セキュリティ

（1）脆弱性対応

本システムを構成する機器には不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させ、各機器で運用しているプログラムのセキュリティパッチを最新のものに更新するなど、情報セキュリティ対策として必要な措置を講じること。

構成機器に脆弱性が発見された場合は、直ちにセキュリティ対策を実施すること。

本システムの納入時点でサポート終了が公表されている機器及びプログラムを使用しないこと。

(2) アクセス制限

保守作業時の保守員及び本市の本システム管理職員が登録した利用者（以下「利用者」）による操作（以下「通常操作」）以外で構成機器にアクセスできないよう、必要なセキュリティ対策を施すこと。

また、機器及び通信内容が第三者の手に渡った場合でも、内容が判読できないよう措置を施すこと。

(3) アクセスログ、操作ログの保存

機器に関するアクセスログ及び操作ログの保存期間は、1年以上とすること。

(4) 異常動作の検知

通常操作によらない操作及びアクセス等の異常通信・動作を常時監視し、これらの異常動作の検知時には、直ちに本市担当者に報告の上、情報漏洩等のセキュリティインシデントを防止するための措置を講じること。

また、本市職員の認証情報を含む保存内容が外部へ流出した場合及び流出するおそれのある状況を検知した場合についても同様とする。

(5) クラウドサービス利用時の要件

本システムを運用する上で、クラウドサービスの利用が必要不可欠である場合は、次の要件を遵守すること。

ア 公的機関等による認証

次のいずれかの認証・登録を受けているクラウドサービスを利用すること。

- ISMAP（登録期限内であること）
- ISO/IEC 27001:2013
- ISO/IEC 27017:2015
- ISO/IEC 27018:2014

イ 保存及びアクセス制限

個人情報に該当するデータをクラウド上に保存しないこと。

当該クラウドスペースは、保守作業及び利用者による操作以外でのアクセスを禁止する。

ウ 情報資産の保護

利用者による操作以外でのデータ出力を禁止する。

また、保守作業時に保守員等がアクセスする場合、本システムに関する情報資産について、保守作業以外の目的で利用することを禁止する。

エ データ保存場所の指定

クラウドサービスを利用する場合は、本システムのデータを国内のサーバに保存することとし海外のサーバに保存することを禁止する。

7 費用負担

次の経費の全てを見積金額に含むこと。

(1) 機器の設置場所調査に係る経費

- (2) 機器の調達、搬出入、設置工事（前記2（3）アに設置する機器を除く）、調整に係る経費
- (3) 機器の取扱い及び情報セキュリティ水準維持に関する説明に係る経費
- (4) 下記「8 保守等」に示す保守等に係る経費
- (5) その他上記（1）～（4）に含まれない令和8年度中のランニングコスト

8 保守等

(1) AI機能のメンテナンス

経費追加に至らない程度のプログラム更新、検知対象動作の修正等への対応を行うこと。

(2) 障害発生時の対応

機器に障害が発生した際の連絡体制を確保すること。機器等の現地調整が必要な場合は、2営業日以内に対応すること。

(3) 修理対応

本仕様書の機器については、日本国内に修理拠点を有し、国外に持ち出すことなく修理可能な製品を使用すること。

(4) 機器の保証

機器の保証期間は、5年間とすること。

別紙「監視カメラ設置位置図」

